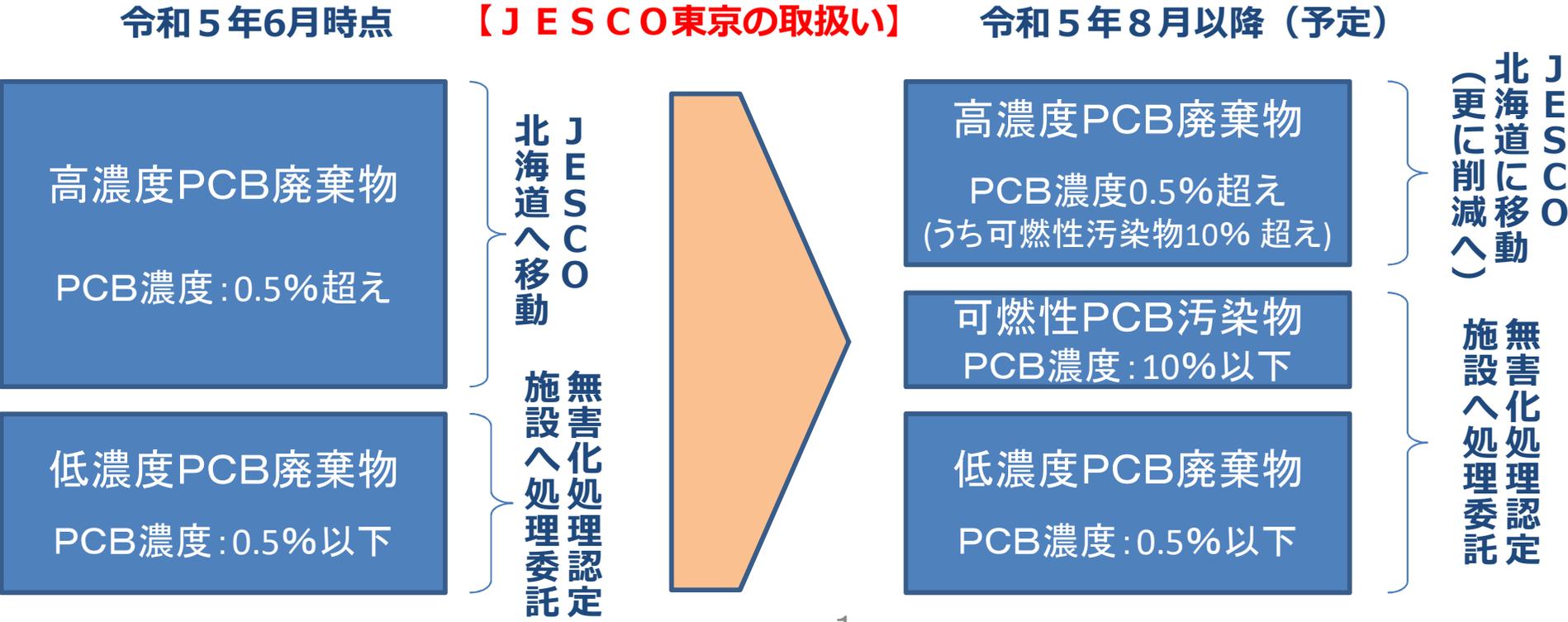


JESCO東京事業所のPCB廃棄物等の移動及び払出しについて

1 可燃性PCB汚染物(濃度0.5%超～10%以下)を無害化处理認定施設へ払出し

- PCB特別措置法の施行規則が改訂され、可燃性のPCB汚染物(濃度0.5%超～10%以下)が低濃度廃棄物になるとともに、新たに認定された無害化处理認定施設への払出しが可能となった(令和元年度)。
- JESCO北海道事業所へ移動し処分していた可燃性のPCB汚染物(濃度0.5%超～10%以下)を、新たに国から認定された無害化处理認定施設へ運搬し処理を委託する。



2 新たに払出しを行う可燃性PCB汚染物（濃度0.5%超～10%以下）について

- J E S C O東京事業所のPCB管理区域内で使用した、紙類、ウェスなど可燃性のPCB汚染物のうち、PCB濃度が、0.5%超から10%以下の汚染物を、無害化処理認定施設へ払い出す。
- 今後、入札により処理委託先の無害化処理認定施設を決定し、8月以降から運搬する予定
- 運搬する量は、高濃度PCBの処理により生じた二次低濃度PCB廃棄物について、外部へ運搬する量（最大30t／月、運搬する車両は6台以内※）の範囲内である。

※ 平成25年7月の当委員会にて報告済み。

☑運搬について

- ① 国が定めるPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインを遵守
- ② 江東区内のルートは、J E S C O東京事業所の最寄りICから首都高速道路を利用
- ③ 今後、入札を実施し、8月以降に払出しを行う予定。
払出し先が決定したら、区議会へ報告予定



写真 対象のPCB汚染物
(紙類・ウェス等)のイメージ

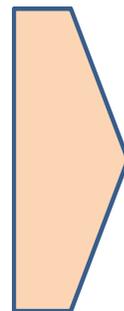
3 二次廃棄物等（低濃度PCB）の処理の委託先変更について

- 今年度当初からJESCO東京事業所から払い出す二次廃棄物等（低濃度PCB：0.5%以下）の処理の委託先が入札の結果、変更となった。

（1）二次廃棄物等の処理の委託先（低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設）

【令和5年3月31日以前】

- ① 群桐エコロ株式会社（所在地：群馬県）
- ② 光和精鋳株式会社（所在地：福岡県）
- オオノ開発株式会社（所在地：愛媛県）
- エコシステム秋田株式会社（所在地：秋田県）
- 神戸環境クリエート株式会社（所在地：兵庫県）



【令和5年4月1日以降】

- ① 群桐エコロ株式会社（所在地：同左）
- ② 光和精鋳株式会社（所在地：同左）
- ③ 杉田建材株式会社（所在地：千葉県）

（2）二次廃棄物等の内容

- ・ PCBを処理する過程でPCBが付着した廃棄物（作業者の防護具、排ガス処理の活性炭等）
- ・ トランス、コンデンサ等に使用されていた、金属、紙、木など、PCBが付着・染み込んでいるもので、洗浄等の処理によりPCBが低濃度になった廃棄物

(3) 無害化処理認定施設への交通ルート

- ・ 最寄りのインターチェンジから首都高速道路を使用し、江東区内の通行を極力少なくする。

① 群桐エコロ株式会社（所在地：群馬県太田市新田大町600番26及び27）



江東区内のルート



全体のルート

※地図は全てGoogleマップを利用

② 光和精鉱株式会社（所在地：福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93）



江東区内のルート



全体のルート

※地図は全てGoogleマップを利用

③ 杉田建材株式会社（所在地：千葉県市原市万田野26番地）

江東区内
のルートA



全体の
ルートA



杉田建材
株式会社

江東区内
のルートB



全体の
ルートB



杉田建材
株式会社